

令和 8 年度

諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校  
整備基本計画・策定支援業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

令和 8 年度

諏訪市教育委員会事務局  
教育総務課教育企画係

## I 趣 旨

諏訪市では平成31年3月に「未来創造ゆめスクールプラン 基本計画」を策定し、市内の小中学校区を大きく3ブロック(東部地区・南部地区・西部地区)に分け小中一貫教育を進めることとし、将来的に、施設一体型の小中一貫教育学校(義務教育学校)3校を目指して小中学校の教育環境の充実に取り組んでいる。

令和5年度には現在、再編整備の重点地区としている南部地区の四賀小学校・中洲小学校・諏訪南中学校を含む南部地区3校を中心的な対象として、現在の諏訪南中学校の敷地を活用し、施設一体型小中一貫教育学校として再編・整備することを施政方針で表明し、保護者、地域の方々、学校関係者などで構成するゆめスクールプラン南部地区推進委員会を立ち上げ、南部地区の小中一貫教育学校建設に向けた基本構想を策定した。

基本構想では、四賀小学校、中洲小学校、諏訪南中学校が培ってきた特色ある教育活動を生かすとともに、新しい時代の教育を創造していく学校環境の整備や地域の方々の災害時の避難拠点など地域の重要な施設としての観点なども考慮して施設整備の方向性を定めている。

一方、施設一体型の小中一貫教育学校を整備することを踏まえて諏訪南中学校西側市道の一部及び8区画の敷地の確保に着手し、現在の諏訪南中学校敷地と一体とした活用の検討を進めている。

諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備基本計画・策定支援業務に当たっては、ゆめスクールプランが推進する小中一貫教育による児童生徒の多様な学びや諸活動を可能にする教育環境を整えるため、地域の特性、計画地とその周辺の固有の様々な課題、施設整備に対するゆめスクールプラン南部地区推進委員会、児童生徒、保護者、周辺住民などの意見や要望などを十分理解した上で、事業者と諏訪市がコミュニケーションを図りながら計画から設計まで継続的に協働して取り組む必要がある。

本業務においては、大規模事業の基本計画・策定支援業務に係わる高度な技術力、建築基準法等各種法令に関する知識力、多数の関係者の意見を集約する調整力を求めるとともに、市の事業の主旨を十分に理解し、事業をすすめる者として最も適した設計者を選考するため、プロポーザル方式により広く提案を求める。

## II 一般事項

- 1 業 務 名 令和8年度諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備基本計画・策定支援業務委託
- 2 実施主体 諏訪市(以下「市」という。)
- 3 募集方法 簡易公募型プロポーザル方式
- 4 審 査 審査委員会において、受託候補者を選考する。
- 5 性 格 本プロポーザルは、設計者の基本的な考え方や与えられた条件下における提案を基に評価し、受託候補者を選考するために実施するものである。提案は選考を行うための資料とするものであり、設計に際して市が提案された内容に拘束されるものではない。  
また、基本計画・策定支援業務中に試算する概算工事費により、提案された内容で実施することができない場合がある。
- 6 履行期間 契約日から令和9年3月12日(金)まで(予定)
- 7 契約上限額 15,290,000円(税込)  
※消費税は10%とする。

8 事務局 諏訪市教育委員会事務局教育総務課教育企画係  
〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号  
代表電話 0266-52-4141 内線469  
ファクシミリ 0266-53-8299  
電子メール kyoiku2@city.suwa.lg.jp

### Ⅲ 日程

- 1 実施要領等の配付……………令和8年4月28日(火)～6月12日(金)
- 2 現地見学会……………令和8年5月14日(木)
- 3 参加申込書の提出……………令和8年4月28日(火)～5月29日(金)
- 4 質問書の提出……………令和8年4月28日(火)～5月22日(金)
- 5 質問に対する回答……………令和8年5月29日(金)
- 6 提案書の提出……………令和8年4月28日(火)～6月12日(金)
- 7 プレゼンテーション・審査……………令和8年6月19日(金)、6月26日(金)
- 8 審査結果の通知……………令和8年7月中旬

### Ⅳ 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の資格要件等は、次のとおりとする。虚偽の申告と認められる場合や、参加申込書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格とする。

#### 1 参加資格

##### (1) 参加者の人格等

公告日現在において、次のアからスまでのいずれにも該当している者(以下「単体」という。)又は、次のアからスまでのいずれにも該当している者を代表構成員(構成員中で出資比率が最大の者をいう。)とし、次のアからス(ウ(イ)を除く。)までのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された設計共同体(以下「設計共同体」といい、構成員数は2者とする。)とする。

なお、設計共同体のそれぞれの構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員の出資比率は代表構成員以外の構成員よりも大きいものでなければならない。

ア 諏訪市の入札参加資格(建築コンサルタント)を有する者であって、長野県内に、諏訪市入札参加資格者名簿に登録された本店又は支店等の事業所を有すること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、かつ、単体の場合は次の(ア)、設計共同体の場合は次の(イ)に該当していること。

(ア) 所属一級建築士が3人以上いること。

(イ) 代表構成員、代表構成員以外の構成員共に所属一級建築士が3人以上いること。

ウ 次の(ア)及び(イ)の設計業務の実績(実績は、公告日に完了しているものに限る。以下同じ。)があること。

(ア) 過去5年間※1に国及び地方公共団体等が発注する建築物の設計業務を元請として行った実績があること。

- (イ) 過去15年間※2に延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築における建築設計業務(基本設計業務又は実施設計業務委託に限る。)を行った実績(増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が5,000㎡以上のものに限る。また、設計共同体としての実績の場合は出資比率30%以上のものに限り、参加者が設計共同体の場合は代表構成員の実績に限る。)があること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- オ 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年諏訪市告示第 69 号)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- カ 諏訪市税(諏訪市に納税義務のある場合に限る。)、長野県税(長野県に納税義務のある場合に限る。)及び国税について未納がないこと。なお、各税について未納のない証明書を提出すること。
- キ 諏訪市暴力団排除条例(平成 24 年諏訪市条例第 20 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではなく、諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年諏訪市告示第 69 号)別表第 3 に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ク 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 75 号)第 14 条第1項又は第 2 項の規定に違反している事実がないこと。
- ケ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方がキ及びクのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- コ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- シ 本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- (ア)人的関係のある会社
- (イ)親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合
- (ウ)親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- (エ)事業協同組合とその構成員
- ス 設計共同体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※1 過去5年間とは、令和3年4月1日から公告日の前日までとする。

※2 過去15年間とは、平成23年4月1日から公告日の前日までとする。

## (2) 配置技術者

管理技術者及び主任担当技術者の配置について、それぞれア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 管理技術者 次の要件を満たす者を配置すること。

(ア) 参加者の組織に所属していること。この場合において、参加者が設計共同体である場合

は代表構成員に所属していること。

(イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者(公告日現在において当該資格を有している者に限る。以下同じ。)であること。

(ウ) 過去15年間※1に延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築における建築設計業務(基本設計業務又は実施設計業務委託に限る。)を行った者(管理技術者又は主任担当技術者(意匠)として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が5,000㎡以上のものに限る。)

※1 過去15年間とは、平成23年4月1日から公告日の前日までとする。

イ 主任担当技術者 次の要件を満たす者を配置すること。この場合において管理技術者及び主任担当技術者は兼任しないこと。

(ア) 参加者の組織に所属していること。この場合において、参加者が設計共同体である場合は、代表構成員又は構成員の組織に所属していること。

(イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

## 2 参加不適格者等

本プロポーザル審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準 次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(2) 参加資格要件、提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

(3) VI手続き7提出書類作成上の留意事項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

## V 審査

### 1 審査委員会

(1) 委員 受託候補者選定の審査は、次の9名の委員により組織された審査委員会で行います。

区分	氏名	所属・役職
委員長	後藤 慎二	諏訪市 副市長
委員	寺内 美紀子	信州大学 工学部 建築学科 教授
	美谷島 淳	長野県 建設部 建築住宅課 主任専門指導員
	中村 均	諏訪建設事務所 建築課長
	関 基	ゆめスクールプラン南部地区推進委員会 委員長
	増村 隆洋	諏訪市立 諏訪南中学校 校長
	三輪 晋一	諏訪市教育委員会 教育長
	金子 昌史	諏訪市 建設水道部長
	小林 純子	諏訪市教育委員会事務局 教育次長

## 2 審査方法

### (1)受託候補者選定

審査委員会が、参加者の技術力、知識力、調整力、実現性、テーマに対する考え方等について、評価項目毎に審査を行う。また、審査委員会における審査に際しては、参加者名は匿名とする。なお、審査は非公開で行う。

書類審査及びプレゼンテーション(VI手続き8プレゼンテーション参照)を実施した後、参加者へのヒアリングを行い、後述の当該契約の相手方となるべき事業者(以下「受託候補者」という。)を特定するための「評価基準」に基づき審査し、評価点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない。また、提案者が1者であっても技術提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断された場合は、受託候補者を特定する。

## 3 審査結果の発表

### (1)結果の通知

ア プレゼンテーションを行った全ての提案者に通知する。

イ 審査結果の異議申し立ては受け付けない。

ウ 評価点数及び受託候補者以外の者の順位については公表しない。

エ 審査結果について、諏訪市情報公開条例に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

### (2)非特定理由説明請求及び回答に関すること

ア 結果の通知を受けた提案者は、通知日から起算して10日(休日を除く)以内に限り、書面により、審査委員会委員長に対して書面により説明を求めることができる。

イ 選考委員会委員長は、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により回答する。

なお、電話、電子メール等による結果等の問い合わせには、一切応じません。

## 4 留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員会の委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止する。なお、審査委員会の委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められる場合は失格とする。

## VI 手続き

### 1 スケジュール

内 容	日程(予定)	備 考
実施要領等の配布	令和 8 年 4 月 28 日(火) ～ 6 月 12 日(金)	市ホームページよりダウンロード
現地見学会	令和 8 年 5 月 14 日(木)	参加申込みは、現地見学会参加申込書(様式 0 号)にて、5 月 8 日(金)まで電子メールにて提出すること。
参加申込書の提出	令和 8 年 4 月 28 日(火) ～ 5 月 29 日(金)	教育総務課へ郵送又は持参にて提出
質問書の提出	令和 8 年 4 月 28 日(火) ～ 5 月 22 日(金)	質問書(様式 2 号)を教育総務課へ電子メールにて提出
質問書に対する回答	令和 8 年 5 月 29 日(金)	ホームページに掲載
提案書の提出	令和 8 年 4 月 28 日(火) ～ 6 月 12 日(金)	教育総務課へ郵送又は持参にて提出
プレゼンテーション	令和 8 年 6 月 19 日(金) 6 月 26 日(金)	参加申込の状況により日程調整
審査結果の通知	令和 8 年 7 月中旬	参加者全員に郵送にて通知
契約締結	令和 8 年 7 月下旬	

### 2 実施要領等の配布期間、場所及び方法

令和 8 年 4 月 28 日(火)より、諏訪市ホームページに掲載する。

### 3 参加申込書(様式 1-1 号又は様式 1-2 号)の提出方法

#### (1)提出方法

諏訪市教育委員会事務局教育総務課に郵送又は持参すること。受付時間は、平日の午前9時から午後 4 時までとする。

#### (2)提出期限

令和 8 年 5 月 29 日(金)午後 4 時(必着)

### 4 現地見学会について

令和 8 年 5 月 14 日(木)午前 10 時 諏訪南中学校 昇降口集合

#### (1)参加方法

現地見学会参加申込書(様式 0 号)を令和 8 年 5 月 8 日(金)午後 4 時まで、諏訪市教育委員会事務局教育総務課に電子メールで送信すること。

## 5 質問書の提出方法、提出期限及び回答方法

### (1)提出方法

電子メールにより、質問書(様式 2 号)を諏訪市教育委員会事務局教育総務課へ提出すること。質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。また、口頭及び電話による照会には一切応じない。

### (2)提出期限

令和 8 年 5 月 22 日(金)午後 4 時(必着)

### (3)回答方法

令和 8 年 5 月 29 日(金)に、諏訪市ホームページに掲載する。

## 6 提案書に付随する提出書類、提出部数、提出方法及び提出期限

### (1)提出書類

ア 提案書(様式 3 号~11 号)

イ 見積書(任意様式)

ウ 上記ア及びイを PDF ファイルにし、電子媒体(CD-R)に記録したもの

### (2)提出部数

提案書は、様式 3 号から様式 11 号までを左 2 ヶ所ステープラー留めしたものとし、各 2 部提出するものとする(複写可)。様式 11 号については、A3 サイズで印刷したものを谷折と山折を 1 回ずつし、A4 サイズとしてステープラー留めをすること。

見積書は、押印した原本 1 部と複写 2 部を提出するものとする。

電子データは、電子媒体(CD-R)に記録したものを 1 部提出すること。

### (3)提出方法

諏訪市教育委員会事務局教育総務課へ郵送又は持参にて提出すること。受付時間は平日の午前 9時から午後 4 時までとする。

### (4)提出期限

令和 8 年 6 月 12 日(金)午後 4 時(必着)

## 7 提出書類作成上の留意事項

提出書類全てにおいて、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。

### (1)参加申込書(様式 1-1 号、1-2 号)

必要事項記載の上、令和 8 年 5 月 29 日(金)午後 4 時までに提出すること。(郵送の場合、締切時刻必着とする。)

参加申込書提出後の辞退については、プレゼンテーション前において自由とするが、本市 宛に辞退する旨の届出書(任意様式)を提出すること。

### (2)技術提案書(様式 3-1 号、3-2 号)

・ 提案書の表紙とし、必要事項記載の上、令和 8 年 6 月 12 日(金)午後 4 時までに印刷書類を

提出すること。(郵送の場合、締切時刻必着とする。)

- ・ 設計共同体の場合については、設計共同体協定書(任意様式)を添付してください。

(3)添付書類 以下の書類は、技術提案書の添付書類として提出すること。

ア 設計業務等の実績(様式 4-1 号、4-2 号①②)

(ア)設計共同体の場合については、代表構成員(様式 4-2 号①)、代表構成員以外の構成員(様式 4-2 号②)毎に作成すること。

(イ)設計業務実績(IV参加者の資格要件1 参加資格(1)参加者の人格等 ウ を満たすことが確認できる実績を記入すること。)

(ウ)用途欄には、確認申請等における用途を記載すること。

(エ)業務実績を証明する書類(契約書の写し又は TECRIS の写し)を添付すること。

(オ)過去の業務実績が複数ある場合は、代表する実績を記載すること。

イ 配置技術者(様式 5 号)

(ア)管理技術者及び主任技術者は、IV参加者の資格要件1 参加資格(2)配置技術者の要件を満たすことが確認できる実績を記入すること。

(イ)取得資格を証明する書類(技術士登録証の写し等)を添付すること。

(ウ)業務実績を証明する書類(各技術者として業務を実施したことが分かる資料)を添付すること。

ウ 技術者経歴書(様式 6 号)

(ア)配置技術者欄には、分担、氏名、設計業務に係る保有資格を記載すること。

(イ)取得資格を証明する書類(技術士登録証の写し等)を添付すること。ただし、様式 5 号と重複する場合は、省略することができるものとする。

(ウ)業務実績欄には、配置技術者に以下の条件に該当する実績がある場合は、記入すること。記入する実績は、5件までとする。

・過去15年間※1に公立小学校、中学校又は小中一貫教育学校(義務教育学校を含む。)で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造かつ延べ床面積3,000㎡以上の新築、増築又は改築における建築設計業務(基本設計業務又は実施設計業務委託に限る。)を行った実績(増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が3,000㎡以上のものに限る。)

(エ)業務実績を証明する書類(各技術者として業務を実施したことが分かる資料)を添付すること。

エ 業務実施体制表(様式 7 号)

(ア)業務に携わる者の氏名、資格、経験、役職等について実施体制を踏まえ図示すること。

(イ)管理技術者及び主任技術者に限らず、本業務の実施体制を記入すること。

(ウ)文字についてはA4版印刷時 10.5 ポイント以上となるよう作成すること。

(エ)取得資格を証明する書類(技術士登録証の写し等)を添付すること。(イ・ウの提出書類と重複する場合は、省略することができる。)

(オ)記載は A4 版 1 頁以内とする。

オ 設計等業務実績(様式 8-1 号、8-2 号)

(ア)過去 15 年間※1 に公立小学校、中学校又は小中一貫教育学校(義務教育学校を含む。)の新築、増築又は改築における建築設計業務(基本設計業務又は実施設計業務委託に限る。)を元請として行った実績(増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。)を記載すること。(様式 8-1 号)

(イ)過去の設計業務実績のうちで、不特定多数の利用者や地域住民、施設利用者が参加するワークショップや意見交換会を企画・運営し、その成果を設計内容に反映させた実績を記載すること。(様式 8-2 号)

(ウ)(ア)及び(イ)の実績ごとに 10 件まで記載し、当該件数が 10 件に満たない場合は、当該欄にその旨又は斜線を記載すること。

(エ)業務実績を証明する書類(契約書の写し又は TECRIS の写し)を添付すること。

(オ)設計共同体の場合は、代表構成員及び代表構成員以外の構成員ごとに様式を作成すること。

カ 学校、合意形成及び住民参加型設計に関する同種設計等業務実績(様式 9 号)

(ア)オのうち代表となる実績の概要について、オ(ア)及び(イ)の実績ごとに2件まで選択し、詳細を記入すること。

(イ)同種業務実績1件につき1枚とし、1様式2件までとすること。

(ウ)外観写真、内部写真又は代表階平面図(縮尺任意)を少なくとも1点貼付すること。

(エ)合意形成及び住民参加型設計に関する同種設計業務実績には、ワークショップの実施状況がわかる写真を貼付すること。

(オ)写真及び平面図は、カラー印刷を可とする。ただし、その他の部分の着色は不可とする。

(カ)構成等は任意とするが、A4版縦片面1枚以内(文字サイズ 10.5pt 以上)に収めること。

(キ)外枠の大きさは変更しないこと。

キ 業務の実施方針(様式 10 号)

(ア)業務の実施方針は、本業務を実施するに当たっての基本的考え方、取組体制、特に重視する計画上(意匠・構造・積算・設備等の各分野)の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記入すること。

(イ)A4版縦片面、合計2枚以内(文字サイズ10.5pt以上・図表可・着色可)にまとめ、具体的に示すこと。

(ウ)提案者(会社名、個人名等)を特定できる語句、記号等は使用しないこと。

ク 特定テーマに関する提案書(様式 11 号)

(ア)提案を行うテーマの項目を明確にすること。

(イ)別紙1に示す提案書のテーマに対する提案は、4項目すべてについて現時点で提案者が想定する内容を記載すること。

(ウ)それぞれ提案のポイントを簡潔に記載し説明すること。ただし、文字についてはA3版印刷時 10.5pt 以上となるよう作成すること。

(ウ)A3版横片面、合計3枚までとする。

(エ)提案書において、業務説明書で提供する整備可能敷地図を用いることは妨げない。

(オ)レイアウトは自由とし、提案事項を表現するために必要なイラスト、イメージ図を記入することは差し支えない。ただし、具体的な図面は記入しないこと。

(カ)提案者(会社名、個人名等)を特定できる語句、記号等は使用しないこと。

ケ 見積書(任意様式)

(ア)本業務における見積書を提出すること。見積書は、本業務に係る全体の経費とし、官庁施設の設計業務等積算基準(令和 6 年改訂)及び官庁施設の設計業務等積算要領(令和 6 年改訂)によること。追加業務の積算に当たっての根拠等を明示すること。

(イ)見積書に記載の見積金額が本実施要領の「Ⅱ一般事項 7 契約上限額」に記載する額を上回っている場合、事業者選定への参加を認めない。

(ウ)評価点数が最も高い提案者が複数ある場合は、見積金額により決定する。

(エ)受託候補者と契約が成立しなかった際には、次点の提案者と協議を行う。

※1 過去 15 年間とは、平成 23 年 4 月 1 日から公告日の前日までとする。

8 プレゼンテーション

(1)日 時

令和 8 年 6 月 19 日(金)、26 日(金)(参加申込みの状況により日程調整)

(2)場 所

諏訪市役所 議会棟 第 1 委員会室

(3)方 法

ア 1 提案者あたり概ね 40 分(プレゼンテーション 20 分、質疑応答概ね 20 分)

イ プレゼンテーションは非公開とする。

(4)受託候補者を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点
過去の業務実績	・本業務に係る保有資格の内容 ・過去の設計業務の受託実績 ・同種業務に携わった実績
業務の執行体制	・円滑な業務実施が可能な技術者を配した人員体制
企画提案内容	・業務の特性、課題、目的及び内容の理解度 ・業務実施手順の妥当性 ・業務量の把握状況及び業務実施工程計画の妥当性

	・独自提案の有無及び妥当性
プレゼンテーション	・明確な提案内容の説明及び質問事項への回答 ・コミュニケーション能力
コスト	・適切な見積金額

#### (5)その他

- ア プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは会場に用意するが、パソコンは提案者が持参すること。なお、プロジェクターからパソコンへの接続は HDMI 端子、D-Sub 端子(15 ピン)いずれかとする。
- イ 資料は、事前に提出した提案書類のみの使用とすること。なお、説明において認識を補足するパワーポイント等投影資料(企画提案書の内容の範囲とする。)を使用する場合は、印刷した原稿を当日 10 部用意すること。
- ウ プレゼンテーションへの参加は 1 事業者当たり 3 人までとする。
- エ 詳細については、後日通知する。

### Ⅶ 契約

#### 1 受託候補者特定後の手続き

- (1) 市は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、受託候補者と本業務の委託契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者との契約が整わなかった場合は、次点の提案者と協議のうえ随意契約の手続きを行うこととする。

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備基本計画・策定支援業務
- (2) 業務箇所 長野県諏訪市中洲3005番地外 諏訪南中学校敷地外
- (3) 業務内容 別紙業務説明書に示す工事の基本計画・策定支援業務
- (4) 履行期間 契約日から令和9年3月12日(金)まで(予定)

#### 3 契約

- (1) 契約書(案)を基に協議の上、契約を締結する。
- (2) 上限額  
官庁施設の設計業務等積算基準、官庁施設の設計業務等積算要領により算出した金額であって、15,290,000円(税込)を上限とする。(消費税については、契約時の消費税率を適用する。)
- (3) 契約締結時までにはIV1の参加資格を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

#### 4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、契約約款第34条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとする。

## 5 工事受注資格の喪失

基本計画・策定支援業務を受託した事業者(協力事務所を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し、又は工事(下請工事を含む。)を請負うことはできない。

## 6 基本計画・策定支援業務の審査及び設計業務への繋がり

基本計画・策定支援業務を受託した事業者(協力事務所を含む。)は、業務の取組状況の審査や業務完了時の確認など、外部有識者(本プロポーザル審査委員などで構成する審査委員会)における所要の審査・内容確認(基本設計及び実施設計業務を受託するに当たり配置する、協力事務所を含む技術者の実績や資格等の内容確認を含む。)を受けることで、基本設計及び実施設計業務を受託する相手方と判断できることとする。また、外部有識者は基本計画策定後の設計業務においても、諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備事業をサポートする予定である。

なお、所要の審査・内容確認の結果、基本計画・策定支援業務を受託した事業者を基本設計及び実施設計業務を受託する相手方と判断しない場合もある。

## VIII 提出書類の取り扱い

### 1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得て使用すること。第三者の著作物の使用の責は、使用した提出者にすべて帰するものとする。

### 2 提出書類の使用

市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示をする場合に提出書類の提案書を無償で 사용할ことができるものとする。

その他の市が必要と認める場合は、提出者の承諾を得られた場合に限り、提出書類を無償で 사용할ことができる。この場合において、使用に際しては提出者名を明示する。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した提出者において当該第三者に承諾を得ることとする。

## IX 留意事項

### 1 経費の負担

参加申込書、提案書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とする。

## 2 その他

- (1) 提出書類は、Ⅷ2の場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出書類は、受託候補者の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがある。
- (3) 参加申込書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。
- (4) 一度受理した提出書類の差替えは認めない。
- (5) 参加申込書、審査書類の提出は、1者につき1件とする。
- (6) 提出された提出書類は返却しない。
- (7) 参加申込書、提案書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（任意様式）をもって届け出ることとする。なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはない。
- (8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知する。
- (9) 契約締結後、委託事業者名、委託金額等は公表する。
- (10) 契約前に受託候補者の提案内容を基本に仕様書の作成及び予定価格の決定を行う。
- (11) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)の規定による計量単位に限る。

## X 提出・問合せ先

本業務における担当窓口及び技術提案書等の提出先は、次のとおりとする。

### 担当窓口

諏訪市教育委員会事務局教育総務課教育企画係 担当:清水

住所:〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

TEL:0266-52-4141 内線 469

FAX:0266-53-8299

Eメール:[kyoiku2@city.suwa.lg.jp](mailto:kyoiku2@city.suwa.lg.jp)

---

表-1 提案書等の審査の評価項目及び評価ウエイト等

区分	評価項目		審査書類	評価のウエイト		評点	
1.事務所の体制及び業務実績	(1)保有技術者の体制	技術者数(設計共同体的場合は、各構成員の技術者数)	様式4-1号 様式4-2号	2	22	22点	
	(2) 過去15年間の同種業務の実績件数(学校関係)	設計業務の実績件数	様式8-1号	5			
	(3) 過去の同種業務の実績件数(合意形成及び住民参加型設計関係)	同種業務の実績件数	様式8-2号	5			
	(4) (2)のうち代表実績の取組内容(学校関係)	同種業務実績における取組姿勢及び創意工夫	様式9号	5			
	(5) (3)のうち代表実績の取組内容(合意形成及び住民参加型設計関係)		様式9号	5			
2.事業者の業務執行体制	(1)業務実施体制	業務実施体制の確保、設計に必要な技術者の確保	様式5号 様式6号	5	10	20点	
	(2)管理技術者等(協力事務所を含む。)		高度な資格を有し、実務経験の豊富な技術者の確保及び配置	様式5号 様式6号 様式7号			5
	(3)地域要件 諏訪郡内に諏訪市入札参加資格者名簿に登録された本店又は支店等の事業所(以下単に「事業所」という。)を有する者(設計共同体的場合は、代表構成員又は構成員が諏訪郡内に事業所を有する者)		様式4-1号 様式4-2号	10			10
3.1 業務実施方針及び設計提案総合	(1)業務実施方針	業務の理解度、取組意欲、創意工夫、調整力	様式10号	8	43	58点	
3.2 計画提案	(3)個別計画提案	1. 建設コスト・ライフサイクルコストを意識した計画提案	理解度、的確性、実現性、独自性	特定テーマに関する提案書 様式11号			10
		2. 南部地区施設一体型小中一貫教育学校にふさわしい学習空間に対する理解と検討		10			
		3. 基本計画・策定支援業務における市民参加方法に関する提		10			

		案					
		4. その他南部地区施設一体型 小中一貫教育学校整備としてふ さわしいと考える提案			5		
4 プレゼンテーション及びヒアリング		取組意欲、コミュニケーション力	—	5	15		
5 コスト	見積金額	適切な見積がされている か	見積書	10			
				合 計	100	満点 100 点	

## 提案書のテーマ

本プロポーザルの審査で求める提案書に必須のテーマは、令和8年度諏訪市南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備基本計画・策定支援業務委託(以下「基本計画・策定支援業務」という。)に係るプロポーザル実施要領及び業務説明書を踏まえ下記4項目とする。

### 1. 敷地条件等への建築的アプローチ 建設コスト・ライフサイクルコストを意識した計画提案

基本計画策定に当たり、計画作成者として、建設コスト・ライフサイクルコストに対する考え方、業務の進め方を提案すること。建物の維持保全に対する考え方を示すこと。

敷地条件や自然条件、周辺施設環境等の条件を的確に読み取り、コスト、工程計画、学びの空間や周辺への影響、メリット・デメリットなど考えられる様々な観点から検討を行ってその経緯を示すとともに、提案者が最もふさわしいと考える敷地利用計画を示すこと。(複数の敷地利用計画の中から最もふさわしいと考えるに至った経緯も記述すること。)

### 2. 南部地区施設一体型小中一貫教育学校にふさわしい学習空間に対する理解と検討

社会の変化を踏まえ、これからの学校は、すべての人が健康で、豊かな人生を送るために「そろえる」教育から、「伸ばす」教育へと転換していく必要がある。

「教師による一斉授業」から「子ども主体の学び」へ、「同一学年での学び」から「学年に関係なく混ざり合った学び」へ、「一つの同じ教室」から「教室以外の選択肢のある学びの場」へ、「教科ごとの学び」から「教科横断、探求の学び」へ、など方向性をもって学びの改革を進める観点や、南部地区小中一貫教育学校建設基本構想における施設整備の方向性の観点に立った検討を行うとともに、この先を見据えたフレキシブルかつ多様性を考慮した未来を見据えた学習空間について提案すること。

### 3. 基本計画・策定支援業務における市民参加方法に関する提案

基本計画・策定支援業務段階におけるワークショップの実施等、ゆめスクールプラン南部地区推進委員会や児童生徒、保護者、学校、地域住民等、本計画策定に関係する方々とともに策定する過程においてどのような関わり方でどうマネジメントができるのか提案・記述すること。

### 4. その他南部地区施設一体型小中一貫教育学校整備としてふさわしいと考える提案

(1)～(3)を参考として自由に提案することができる。

(1) 地域の方と交流できる空間や、災害時の避難拠点としての防災機能を有した施設など地域に開かれた施設としての提案

(2) 省エネルギー化、再生可能エネルギー、断熱性能の向上、ZEB化の導入など環境に配慮した施設としての提案

(3) その他(自然とふれあいができる環境、先生が働きやすい学校としての機能向上、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入など)新しい時代の教育を創造していく学校環境の整備としての提案